

三股町建築物耐震改修促進計画

令和5年6月（改定）



三 股 町

目 次

はじめに

- 1 計画策定の背景 2
 - (1) 住宅・建築物の耐震化の重要性
 - (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正
- 2 三股町建築物耐震改修促進計画の位置付け 2

第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

- 1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況 3
- 2 耐震化の現状と目標設定 3
 - (1) 住宅
 - (2) 多数の者が利用する建築物(町有施設)
 - (3) 町指定避難所等(多数の者が利用する建築物を除く)

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針 7
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 7
 - (1) 耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の補助制度の運用
 - (2) 専門技術者の養成・紹介体制の整備
 - (3) 相談窓口の設置
 - (4) 空き家施策と連携した耐震化の促進
- 3 地震時の総合的な安全対策 8
 - (1) 建築物等における被害の防止対策
 - (2) 地震発生時の対応
- 4 震発生時に通行を確保すべき道路の指定 9
 - (1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 1 地震被害想定結果等の周知 10
- 2 パンフレットの作成・配布 10
- 3 相談体制の整備・情報提供の充実 10
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 10
- 5 空き家施策と連携した耐震改修工事の誘導 11
- 6 自治公民館等との連携 11
- 7 県及び町ホームページによる情報提供 11

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体との連携 11

はじめに

1 計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の重要性

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では、434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われている。

我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、特に東海地震・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

このため大規模地震発生に対する総合的かつ速やかな地震防災対策の推進が必要であり、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物の耐震化を図ることが特に重要とされている。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

本計画の策定の根拠法である耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、都道府県は都道府県耐震改修促進計画の策定が規定され、市町村においても市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めることと規定されている。

2 三股町建築物耐震改修促進計画の位置付け

改正された耐震改修促進法にもとづき、国により平成18年1月に「基本方針」が、県により平成19年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が策定された。

これらの背景を受け、本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、「基本方針」「県促進計画」を勘案し、また、「三股町地域防災計画^①」（以下「町防災計画」という。）を上位計画とし、「三股町建築物耐震改修促進計画」（以下「町促進計画」という。）を平成21年12月に策定した。

町促進計画では、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進していくことを最大の目的としてきた。

町促進計画策定以降、平成23年に発生した東日本大震災などを背景に、平成25年には再び法改正が行われ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、すべての建築物における耐震化の努力義務、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断義務化・耐震結果の公表など、規制強化と建築物の円滑な耐震化促進を図る措置が盛り込まれた。

さらに、南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されていることに加え、近年の社会情勢の変化に対応していく必要があることから、町内に残存する耐震化されていない建築物の耐震診断及び耐震改修をより一層促進するため、町促進計画を改定し、建築物の耐震化促進に向けて取り組みを進める。

本計画の計画期間は、平成28年度から令和8年度までとする。

^① 三股町地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて設置された三股町防災会議が策定する計画。

第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県における過去の地震の発生状況をみると、日向灘沖を震源としたマグニチュード7クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード6クラスの地震が発生している。また、東南海・南海地震の想定震源域では約100～150年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を1つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されている。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた宮崎県防災計画（以下「県防災計画」という。）では、地震の規模及び被害を地震のケース毎に表1-1のように想定している。

表1-1 被害想定結果の概要

項目		日向灘 南部地震	日向灘 北部地震	えびの・ 小林地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ巨大地震	
						想定ケース ①	想定ケース ②
地震の規模	マグニチュード	7.6	7.6	6.5	8.6	9.1	
	震度	6強	6強	6強	6弱	7 ^②	
津波の高さ		6m	6m	-	約6m	約17m	
人的被害 (死者数)	揺れによるもの	約990	約1,700	約110	約20	約15,000	約14,000
	津波によるもの			-	約670		
建物被害 (全壊棟数)	揺れによるもの	約16,000	約13,000	約4,400	約700	約80,000	約78,000
	津波によるもの			-	約5,200		

出典：「宮崎県地域防災計画（令和4年3月）」

想定ケース①：内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース

想定ケース②：県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース

2 耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法第6条第2項の規定に基づき、町内の建築物の耐震化の実施に関する目標を定める。本町においては、住宅、町有施設、町指定避難所等について、耐震化の目標を定める。

②震度7強の地震：立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（気象庁震度階級関連解説表より）

(1) 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査^③をもとに推計すると、表1-2のとおり、令和3年度末現在の町内の住宅総数は約10,510戸である。国の耐震化率^④の推計方法に準じて算定すると、このうち約9,130戸(86.9%)の住宅が耐震性を満たしていると見込まれる。一方、約1,380戸(13.1%)の住宅が、必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

表1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)(令和3年度末現在)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和55年 以前の住宅②		昭和56年 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (%) 令和3年度末 ⑤/①	耐震化率の 目標 (%) (令和8年度 末)
		うち耐震性 有③					
木造 戸建	8,630	1,850		6,780	7,270	84.2	/
		490					
共同 住宅等	1,880	290		1,590	1,860	98.9	/
		270					
合計	10,510	2,140		8,370	9,130	86.9	92
		760					

※平成30年住宅・土地統計調査等のデータ(下記の参考資料)をもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した令和3年度末での推計値

※参考資料 平成30年10月における住宅の耐震化の現状(単位:戸)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和55年 以前の住宅②		昭和56年 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (%) 平成30年度末 ⑤/①
		うち耐震性有 ③				
木造 戸建	8,810	2,080		6,730	7,280	82.6
		550				
共同 住宅等	1,520	330		1,190	1,390	91.4
		200				
合計	10,330	2,410		7,920	8,670	83.9
		750				

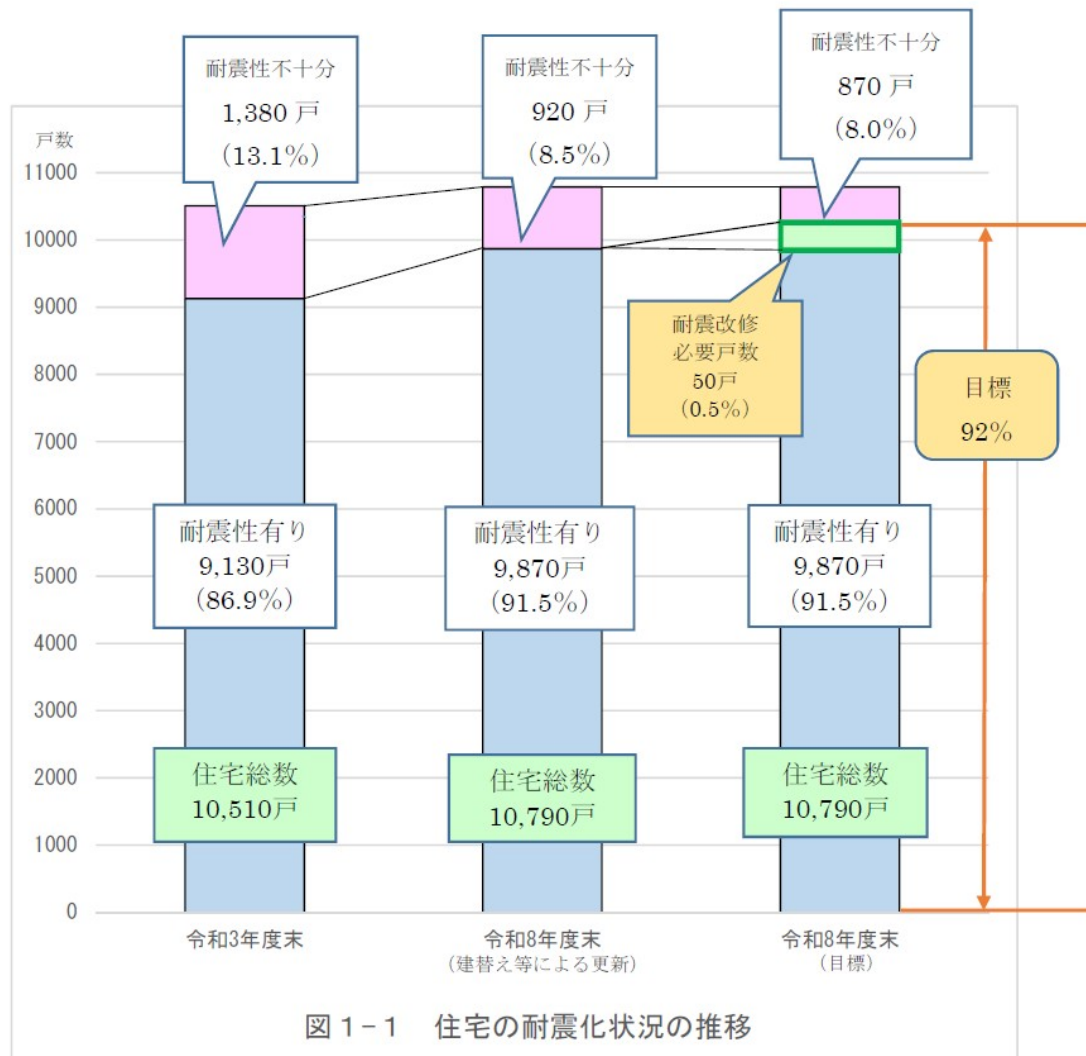
(平成30年住宅・土地統計調査による)

③ **住宅・土地統計調査** : 我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

④ **耐震化率** : 耐震性を有する住宅・建築物数(昭和57年以降の建築物数+昭和56年以前の建築物のうち耐震性を有する建築物数)が住宅・建築物総数に占める割合。

地震による人的被害を軽減させるため、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組み、令和3年度末においては耐震化率が86.9%と見込まれている。また、当該計画最終年度の令和8年度末時点においては91.5%と推計され、平成30年1月改定時の目標を達成する見込みである。

そのため、今回の改定では国の基本方針を踏まえ、今後も継続して耐震化を推進する必要があることから、令和8年度末までに住宅の耐震化率を92%とすることを目標とする。



(2) 多数の者が利用する建築物（町有施設）

多数の者が利用する建築物（町有施設）の耐震化率は100%であり、目標を達成している。

表1-3 多数の者が利用する建築物（町有施設）の耐震化の現状と目標（単位：棟、%）

（令和4年度末現在）

建築物の用途		建築物数 ① (②+③)	昭和55年 以前の 建築物 ②	昭和56年 以降の建 築物 ③	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和4年度 末④/① %)	耐震化率 の目標 (令和8年 末)%	
多数の者が 利用する建 築物※1	災害時の 拠点とな る建築物	19	8	11	19	100.00		
	不特定多 数の者が 利用する 建築物	4	1	3	4	100.00		
	特定多数 の者が利 用する建 築物	町営住宅	11	1	10	11	100.00	
		寄宿舎、 下宿、 事務所、 工場等	0	0	0	0	0	
	合 計	34	10	24	34	100.00	100	

※1は、耐震改修促進法第14条第1号を示す。

(3) 町指定避難所等（多数の者が利用する建築物を除く）

多数の者が利用する建築物以外の町指定避難所等においても、多数の町民に利用されるため、優先的に耐震化を促進する。

令和4年度末現在の多数の者が利用する建築物以外の町指定避難所等は、20棟あり、このうち18棟（90%）の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、2棟（10%）の建築物が必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

町は、多数の町民に利用される町有施設について耐震化を図り、耐震化率を令和8年度末に100%とすることを目標とする。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、また、町はこうした所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修が行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、その耐震化への取組をできる限り支援する観点から、補助制度の運用と国の支援制度等の周知を図り、建築物の耐震化を促進する。

(1) 耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の補助制度の運用

町は、建築物の所有者等に対し、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の補助による支援を行う。

また、補助制度の普及啓発に取り組むとともに、耐震化を進めるために必要な補助制度の見直しについて検討する。

(2) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県は「宮崎県木造建築物等地震対策加速化支援事業」を行う専門家「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録している。町は町民が耐震診断や耐震改修工事を依頼する際に安心して相談できる技術者の確保を図るため、町の窓口はその名簿を配架し、誰でもが気軽に相談できる耐震診断士として住民へ情報提供を行う。

(3) 相談窓口の設置

町民からの住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、町の都市整備課に設置している耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の活用を図り、情報提供を積極的に実施する。

(4) 空き家施策と連携した耐震化の促進

町が推進している空き家を活用した移住施策においては、対象となる住宅が古い場合も多く耐震性が不明又は不足することも考えられる。南海トラフ地震の発生が懸念されることから移住者の安全性が確保されるべきであり、移住に利用する空き家が耐震性を満たすことが移住者の安心につながるため、空き家を活用する機会を捉え耐震化を促進する。

3 地震時の総合的な安全対策

(1) 建築物等における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の落下防止対策、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策、建築物の不燃化の推進、擁壁、がけ地等の災害対策などが指摘されているところである。

特にブロック塀については、大阪府北部を震源とする地震において倒壊による被害が発生したことを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）」が施行され、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられている。

このようなことから、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう特定行政庁である県に協力していく。

また、地盤の液状化による建築物への被害も想定されていることから、建築物の新築時等に地盤改良や基礎強化等の液状化対策について指導・助言を行う。

市町村は、スクールゾーンや避難路沿道等の耐震性が不十分なブロック塀について、塀の所有者等に対して、除却や安全な塀への建て替えなどを働きかける。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定^⑤が必要となった場合、県及び町は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士^⑥の派遣要請や判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

また、被災建築物の被災度区分判定^⑦の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会）等に基づく家屋の応急復旧を促進する。

「被災建築物応急危険度判定制度」については、阪神・淡路大震災により、その重要性が認識され、宮崎県においても、約1,000名の「宮崎県被災建築物応急危険度判定士」の養成・登録が行われている。

また、判定士の能力向上と安定的な養成・確保を図るため、年に4回の講習会等を実施することに対し町内の関係者に促すとともに、円滑な登録の更新やこの制度の機能維持に努める。

さらに、通信が途絶された場合でもスムーズに判定業務を遂行できるよう、応急危険度判定の体制について整備を進める。

^⑤ 被災建築物応急危険度判定：余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

^⑥ 応急危険度判定士：被災建築物応急危険度判定に従事する者として、知事が定める者。

^⑦ 被災度区分判定：被災度判定区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県が耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき「県促進計画」により定められている地震発生時に通行を確保すべき緊急輸送道路のうち、町を通過する道路は表2-1となっている。

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

◆緊急輸送道路（宮崎県指定）

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に指定される道路で、県促進計画では「宮崎県地域防災計画」で定められた第1次、第2次緊急輸送道路を指定している。

表2-1 法第5条第3項3号に基づく道路の指定（令和4年5月現在）

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路（県指定）	
第1次緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路
	一般国道269号 県道33号都城北郷線 県道47号三股高城線

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

町内建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及活動を引き続き積極的に実施していく。

1 地震被害想定結果等の周知

町民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、地震被害想定結果等をホームページで公開しているがこれらの情報を広く県民に周知する。本町においてもこれを活用したハザードマップ等を作成・配布し地震に関する地域の危険度について周知を図る。

・県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定（令和2年）

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00172.html>

2 パンフレットの作成・配布

既存建築物の耐震性の向上を図るため、広報・ホームページ等の活用やパンフレットの作成・配布、出前講座、講習会等の開催を通じて、町民や建築物所有者等に対する普及・啓発に努めてきたところであり、今後も建築関連団体、新聞マスメディア等と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種助成制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

特に、木造住宅については、耐震化が必要な所有者の多くが高齢者であり、ダイレクトメールや戸別訪問といった直接的な働きかけが効果的であるため、町や建築団体等と連携し、これらの取組を加速化する。

また、耐震改修工事に当たっては、浴室や台所等のリフォームを含まない最小限の工事費を提案することが所有者等の信頼を得ることにつながるため、講習会等においては設計事務所や工務店にこのような取組を周知する。

3 相談体制の整備・情報提供の充実

町は、都市整備課に建築相談窓口を設置し、住民からの各種建築相談に応じているところであるが、住民の多様な相談内容に的確に対応できるよう（一社）宮崎県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、相談体制・情報提供の充実を図っていく。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であり、また、費用面でのメリットもあることから、宮崎市内等で例年実施されている「建築防災展」や「住宅フェア」等の相談会での誘導をはじめ、県や建築関連団体と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

5 空き家施策と連携した耐震改修工事の誘導

町が推進している空き家を活用した移住施策においては、移住者の安心を確保するために、当該空き家の耐震性について情報提供することが重要である。

また、空き家を相続後に売買する場合の譲渡所得の特別控除の特例は、昭和56年5月以前に建築された住宅で一定の耐震基準を満たすこと等を条件とするため、耐震化により住宅の安全性を確保しつつ、相続後の子の負担を軽減する観点から、木造住宅の耐震化が重要であることについて、所得者等に普及・啓発を図る。

6 自治公民館等との連携

地震防災対策の基本は「自助」・「共助」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町内自治会や自主防災組織と連携して実施する地震時の危険箇所の点検や、地域における地震防災対策の啓発・普及等の取り組みを支援する。

7 県及び町ホームページによる情報提供

町民が安心して住生活を送ることができるよう、県及び市長村ホームページ(「みやざき住まいの安心情報バンク」等)において、住まいに関する各種情報の充実を図る。

・みやざき住まいの安心情報バンク

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenchikujutaku/shakaikiban/sumai/yutori-net/index.html>

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

建築物の耐震化を促進するためには、(一社)宮崎県建築士会、(一社)宮崎県建築士事務所協会をはじめとした建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会等と協働して、町民への働きかけや相談業務を実施するとともに、町レベルでの組織化を促進することが重要であり、今後とも、こうした建築団体等と更なる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていく。